

第1章 「村山市歴史文化基本構想」の策定

1. 「村山市歴史文化基本構想」策定の背景

村山市は、昭和の大合併により8つの町村が合併し誕生した市で、山形県のほぼ中央に位置し、東は甕岳を含む奥羽山脈、西は葉山を含む出羽丘陵に囲まれています。

市の中央を「山形県の母なる川」最上川が南北に貫き、その東西で地理的に分断された地域が、それぞれに異なる歴史をたどった結果、8つの地域色豊かな文化が生まれました。それぞれの土地で暮らしてきた人々の営みの中で形成されてきた歴史文化は、その地域の独自性とも言えるものであり、そこに住む人々にとってのかけがえのない財産です。

しかし、都市への人口集中や少子高齢化に伴う人口減少、社会様式の変化などによって歴史文化、特に文化財保護を取り巻く環境は厳しさを増す一方です。村山市においても、文化財の保存や継承に携わる人材の不足や地域の歴史文化を語り継ぐ人材の高齢化など、市内の各地域で問題となっています。

2. 「村山市歴史文化基本構想」策定の目的

文化財を永く継承していくためには、これまでのような専門的な保存活動に加え、地域資源としての誇りや愛着心を持ち、様々な角度から積極的に活用していくことで、地域に残る歴史文化を住民にとってより身近なものへとしていく必要があります。

そのためには、指定・未指定や文化財保護法における類型などに捕らわれず、日々の営みの中で育まれてきた文化財本来の在り方に着目していくことで、それらが置かれている自然環境や景観、さらにはそれらを保存するための技術なども含めた総合的な観点から整理し、捉えなおしていくことが必要になります。また、文化財を学術的な価値だけでなく、観光やまちづくりに活かすための資源としての視点、さらには地域独自の視点からも再評価することが必要です。

これからの文化財行政では、市の文化財が直面している課題に応え、文化財並びに総合的な歴史文化の保存と活用へ向けた取り組みや体制作りを推進することで、各地域の歴史文化の特徴と価値の再認識を図っていくとともに、これからの地域の発展計画の一端を担っていくことを目指します。

そのために「甕岳と葉山のふもとに広がる最上川東西の歴史文化の保存と活用」を基本理念と定め、地域の活性化や地域への誇りを持った人材の育成に資するための方策として「村山市歴史文化基本構想」を策定しました。

3. 「村山市歴史文化基本構想」の位置づけ

「村山市歴史文化基本構想」は、市の文化財行政の最上位計画（マスタープラン）として位置づけられます。今後の文化財行政は、基本構想で示される調査・保存・活用の基本的な方針に従い、それを実現していくための各種事業が計画・展開されていくことになります。

また、市政の最上位計画である「村山市総合計画」を文化財行政の面から支えていくものとして、市制に関係する各種計画や「山形県景観計画」等の県の施策などと連携・整合を図りながら、村山市全域の発展へと寄与していくことが期待されます。

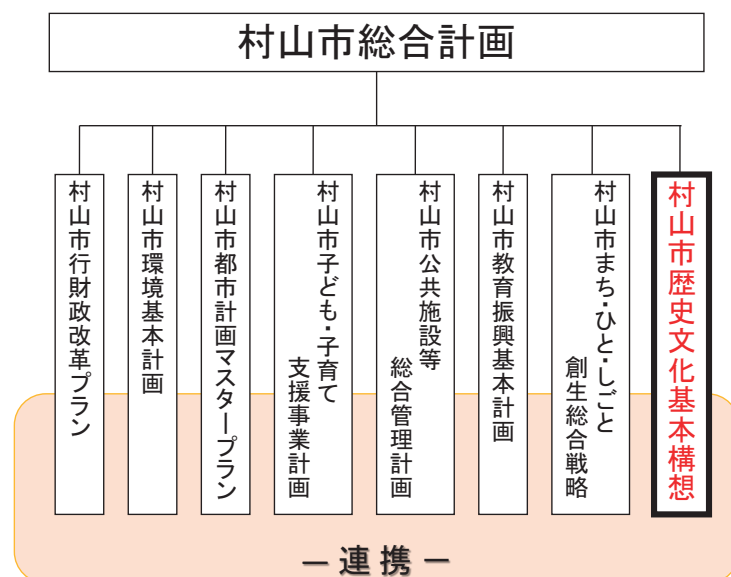


図 1.「村山市歴史文化基本構想」の位置付け

第 1 表 関係の深い関連計画

上位計画・関連計画一覧

計画名	策定年度	計画期間	主旨・概要
村山市総合計画 (第 5 次)	平成 27 年 8 月	平成 27 年度～ 平成 36 年度	「次の世代へ引き継ぐ魅力ある村山市を創る」を基本理念として策定された、村山市政における最上位計画です。これからの村山市の「あるべき姿」を示し、「定住促進」「産業振興」「観光交流」「教育・保健・福祉・環境・防災」「市民協働・行財政改革」の 5 つの目標に向けて市一丸となって進んでいくための指針となります。
村山市まち・ひと・しごと 創生総合戦略	平成 27 年 10 月	平成 27 年度～ 平成 31 年度	「産業の振興と雇用の創出」「移住・定住の推進」「結婚・出産・子育て環境の充実」「安心して暮らせるまちづくり」を柱とし、総合計画で示された「魅力ある村山市」の創生に取り組みます。施策の 1 つとして、地域の歴史や行事と通した“「大好き村山」の心を育む教育の充実”を掲げています。
村山市公共施設等総合管理 計画	平成 28 年 11 月	平成 28 年度～ 平成 37 年度	市内公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点から総合的な管理・運営の指針を示すために策定しました。施設の長寿命化・総量管理・有効活用を基本方針とし、社会教育施設においてはさらなるサービスの向上と市民参加型イベントの充実による利活用の活性化を図ります。
村山市教育振興基本計画	平成 27 年 9 月	平成 27 年度～ 平成 31 年度	教育基本法第 17 条第 2 項に規定により策定したもので、「豊かな人間性と確かな学力を身につけた、村山市の未来を拓く人づくり」を目指します。方針の 1 つとして郷土の歴史文化を通して「地域を知り、地域を愛する心を育む教育の推進と教育財産の活用・継承」を掲げています。
村山市子ども・子育て支援 事業計画 『むらやま子育て あいある プラン』	平成 26 年 12 月	平成 27 年度～ 平成 31 年度	平成 24 年に施行された「子ども・子育て支援法」を受けて策定しました。家庭や行政・学校の施策だけでなく、地域への愛着が育めるような環境作りを通して「家族や地域の愛情に包まれ子どもがすこやかに育つまち」を目指します。
村山市都市計画 マスタープラン	平成 20 年 3 月	平成 20 年度～ 平成 39 年度	村山市の目指すべき都市像として「村山の四季と元気を育む都市づくり」を掲げ、部門別構想（全体構想）と地域別構想の 2 つの柱で構成された計画です。部門別構想の 1 つとして、景観保全や歴史・文化を活かし“訪れた人の心に残る景観づくり”を盛り込んでいます。
村山市環境基本計画 (第 2 次)	平成 30 年 3 月	平成 30 年度～ 平成 39 年度	環境の保全と創生に関する長期的な目標及び施策の大綱を定めた環境面におけるマスタープランです。景観の保全・継承などの 5 つ基本方針を示し、環境施策の総合的・計画的な推進を目指します。
村山市行財政改革プラン (第 3 次)	平成 29 年 3 月	平成 29 年度～ 平成 33 年度	行財政改革を推進しながら財政基盤を強化し、引き続き質の高いサービスを提供するために策定しました。基本方針とそれに基づくプログラムにおいて、情報交流の促進や活力ある人材づくりが盛り込まれています。

国・県の関連計画

計画名	策定年度	策定主体	趣旨・概要
文化芸術振興基本計画	平成 30 年 3 月	文化庁	文化芸術の「多様な価値」、文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に「活用・好循環させ」、「文化芸術立国」の実現のため策定されました。
山形県文化振興プラン	平成 28 年 3 月	山形県	文化を通して地域への愛着と誇りを醸成するとともに、文化を活かした産業の振興を図り、若者の県内定着・回帰につなげるために策定されました。
山形県景観計画	平成 24 年	山形県	景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための施行委の制限に関する事項及びその他の法的事項について定めるものです。
北村山圏域都市計画区域マ スタープラン (山形県都市計画区域マ スタープラン)	平成 29 年 3 月	山形県	北村山圏域都市計画区域における都市計画の基本的な方針を示すために策定されました。村山市都市計画マスタープランはこのマスタープランに則して策定されています。

4. 「歴史文化基本構想」提言に至る経緯

日本全体で少子高齢化が進む中、特に人口減少が著しい地方において、伝統芸能や地域の年中行事の継承が困難になっています。また、文化財所有者の高齢化や相続時における問題等のため、文化財が受け継がれず逸失する恐れが増しています。その一方で、文化財や伝統文化の価値を見直す流れも存在し、国内各地で歴史文化を活用したまちづくりの動きも見られます。

文化財保護法では、文化財を有形・無形等のカテゴリーに分類し、指定・選択・選定・認定あるいは登録することで文化財の保護を図り、文化的景観や民俗技術などについても対象の拡充を進めるなどの法改正も行ってきました。しかし、上述のような文化財保護を取り巻く環境の変化や問題の深刻化を受け、文化庁では平成19年（2007）の文化審議会文化財分科会において「Ⅰ 文化財を総合的に把握するための方策」と「Ⅱ 社会全体で文化財を継承していくための方策」をまとめました。その中で、文化財を総合的に把握し、周辺環境も含めて保存・活用するために、地方自治体による「歴史文化基本構想」の策定が提言されました。

この提言を受け、文化庁では、策定に際しての課題の抽出と指針づくりの参考とすることを目的とした「文化財総合的把握モデル事業」を、平成20年から3カ年にわたり、全国20地域で実施しました。平成24年には「歴史文化基本構想 策定技術指針」が取りまとめられ、地方公共団体の職員を対象とした研修会等が開催されています。策定に向けた技術的支援の充実を受け、近年、策定の動きは全国的な広がりを見せています。

5. 策定により期待される効果

「歴史文化基本構想」は、文化財を指定・未指定や類型にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、置かれている自然環境や景観、さらにはそれらを保護するための技術なども含め、総合的な観点から保存し、活用していくための構想であり、その策定及び策定過程において次のような効果が期待されます。

- 文化財の持つ多様な価値の顕在化
- 文化財を核とした地域の活性化
- 地域や関係機関との連携協力の推進

6. 基本構想の期間と見直し

「村山市歴史文化基本構想」は村山市の文化財行政の最上位計画として、長期的な運用を想定し策定しています。策定後は基本構想に基づく取り組みの進捗状況を随時確認していくとともに、上位計画である「村山市総合計画」の見直し時や取り組みによって挙げられた成果、発見された課題等に応じて、適宜見直しを行っていきます。